



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成21年 4月20日

長野県知事 村 井 仁

1 申請のあった年月日
平成21年 4月 9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人リフト

3 代表者の氏名
金 澤 力

4 主たる事務所の所在地
上田市神畑乙75番地3

5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者およびその家族が地域の人々と助け合いながら、住み慣れた場所で安心かつ充実した生活を続けられるように、住民参加で生活支援のための事業を行うことにより、地域社会への貢献を図り、社会福祉に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年 4月20日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
伊那インターショッピングモール
上伊那郡南箕輪村字三本木8304番地265 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社 吉川屋
伊那市山寺1944番地

3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

小売業を行う者の名称	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社アップルランド	瀧 澤 知 峰	松本市大字今井7155番地28
株式会社モリキ	森 高 明	飯山市南町13番地3

(変更後)

小売業を行う者の名称	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社アップルランド	小 磯 恵 司	松本市大字今井7155番地28
株式会社モリキ	森 高 明	飯山市南町13番地3

- 4 変更した年月日
平成20年 4月25日
- 5 届出年月日
平成21年 3月24日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成21年 4月20日から平成21年 8月20日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5月19日付け12産振第137号）様式第 8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年 4月20日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
伊那インターショッピングモール
上伊那郡南箕輪村字三本木8304番地265 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所
株式会社 吉川屋
伊那市山寺1944番地
- 3 変更事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前		変 更 後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社アップルランド	午前 9 時	午後10時	午前 9 時	午後11時
株式会社モリキ				

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前6時～午後10時30分	午前8時30分～午後11時30分

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

番号	変更前	変更後
1	午前6時～午後5時	午前4時～午後5時
2	午前9時～午後4時	午前9時～午後9時

4 変更年月日

平成21年4月2日

5 届出年月日

平成21年3月24日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成21年4月20日から平成21年8月20日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成21年4月20日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半リビングストアー飯田店

飯田市通り町1-6

2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所

綿半ホールディングス株式会社

飯田市北方1023番地1

3 廃止前の店舗面積の合計

2,406.6平方メートル

4 廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

5 廃止した日

平成21年2月28日

産業政策課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成21年4月20日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画事業の種類及び名称

上田都市計画道路事業 3・6・3号中常田新町線

2 施行者の名称

長野県

3 事務所の所在地

上田建設事務所(上田市材木町1-2-6)

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

長野県上田市常田二丁目及び常田三丁目地内

(2) 使用の部分

なし

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年4月20日

長野県林業総合センター所長 片倉 正行

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

温度勾配恒温器 一式

(2) 物品等の特質

仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成21年7月3日

(4) 納入場所

長野県林業総合センター

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35

号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び
問い合わせ先

塩尻市大字片丘5739

長野県林業総合センター 管理部

電話 0263 (52) 0600

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年5月15日(金) 午前10時

イ 場所 長野県林業総合センター 小研修室

(3) 郵送入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年5月13日(水)午後3時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

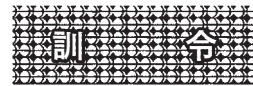
(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

信州の木振興課



長野県教育委員会訓令第6号

事務局

教育機関

長野県教育委員会職員安全衛生管理規程(平成15年3月10日長野県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正します。

平成21年4月20日

長野県教育委員会

第1条中「学校保健法(」を「学校保健安全法(」に、「学校保健法施行規則」を「学校保健安全法施行規則」に改める。

第11条第2項中「学校保健法第16条第1項」を「学校保健安全法第23条第1項」に改める。

保健厚生課